

公立大学法人横浜市立大学告示第122号

見積合わせ（物品・委託等）の実施

公立大学法人横浜市立大学が行う物品・労力その他の調達等及び委託に係る契約について、次のとおり公募により見積合わせを実施します。

令和2年11月5日

公立大学法人横浜市立大学理事長

見 積 説 明 書

契 約 番 号	附20015		
件 名	デスクトップ型端末の追加購入		
履 行（納 入） 場 所	横浜市金沢区福浦3-9 横浜市立大学附属病院		
履 行（納 入） 期 限・期 間	☒ 期限 令和 2年 12月 31日 まで ☐ 期限 契約締結日から 日以内 ☐ 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
発 注 概 要	☒ 確定契約 ☐ 概算契約（概算数量契約） ☐ 単価契約		
支 払 条 件	前金払 ☒ しない ☐ する 部分払 ☒ しない ☐ する（ 回以内） ※業者決定後、両者で協議する。		
見 積 参 加 資 格	条件の種類	条件の有無	条件の内容
	有資格者名簿	☐ あり ☒ なし	
	工種・営業種目	☐ あり ☒ なし	
	所在地区分	☐ あり ☒ なし	
	その他	☐ あり ☒ なし	
提 出 書 類	資格確認書類 (落札候補者のみ)	☐ あり ☒ なし	
	資格確認書類提出時期	☐ あり ☒ なし	
見 積 保 証 金	☐ 入札金額の100分の8 以上 ☒ 免 除		
契 約 保 証 金	☐ 契約金額の100分の10 以上 ☒ 免 除		
見 積 書 提 出 期 限 日 時・場 所	令和2年11月19日（木） 午後5時まで 横浜市立大学附属病院（横浜市金沢区福浦3-9） 4階総務課システム担当		
見 積 方 法	見積書の持参による見積合わせ（郵便による送付は不可）		
設 計 図 書 等 配 布、閲 覧	横浜市立大学附属病院（横浜市金沢区福浦3-9） 総務課 システム担当 （電話）045-787-2926 ※仕様書は本件告示のウェブサイトからダウンロード可能です。 https://www.yokohama-cu.ac.jp/contract/index.html		
仕 様 に 関 す る 質 問 受 付	横浜市立大学附属病院（横浜市金沢区福浦3-9） 総務課 システム担当 （電話）045-787-2926 電子メール：f_system@yokohama-cu.ac.jp ※ 仕様に関する質問は、メールで上記（受付）までお送りください。 ※ 使用に関する回答は、本件告示のウェブサイトに掲載します。		
質 問 受 付 期 間	（質問受付期間） 令和2年11月5日（木）～令和2年11月12日（木） （質問回答） 令和2年11月18日（水）		
契 約 担 当 課	横浜市立大学附属病院 総務課システム担当 （電話）045-787-2935		
発 注 担 当 課	横浜市立大学附属病院 総務課システム担当 （電話）045-787-2935		
そ の 他	予定価格の制限の範囲内での価格で見積がないときは、最も安価で見積を行った会社と交渉させていただきます。なお、落札の連絡は落札候補者のみといたします。（見積提出日の翌日）		
取 消 等 の 禁 止	提出した見積書の引換え、変更又は取消しはできません。		

（次頁あり）

無効の見積書	次の事項の一に該当する見積書は、これを無効とする。 1 委託等件名及び見積金額のないもの 2 見積参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は押印のないもの若しくは判然としないもの 3 代理人等が見積する場合において、見積参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人等であることの表示、当該代理人等の氏名又は押印のないもの若しくは判然としないもの（記載のないもの又は判然としない事項が、見積参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称若しくは商号及び代表者の氏名）又は代理人等であることの表示である場合には、正当な代理人等であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。） 4 委託等件名に重大な誤りがあるもの 5 見積金額の記載が不明確なもの 6 見積金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの 7 告示により必要とした事項を履行しなかった者が提出したもの 8 その他見積に関する条件に違反したもの
落札決定	1 予定価格の制限の範囲内での価格をもって見積を行った者のうち最低の価格をもって見積を行った者を落札候補者とし、落札候補者が見積参加資格を満たす者であるかを確認する。 2 前項に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。 (1) 当該落札候補者が見積参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とする。 (2) 当該落札候補者が見積参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の見積を無効とする。この場合、予定価格以下の価格をもって見積した他の者のうち最低の価格をもって見積をした者を新たに落札候補者とする。 3 落札候補者となった者は、見積参加資格の確認のために必要な書類を提出し、また、確認のために必要な指示に従わなければならない。書類が提出されない場合又は指示に従わない場合には、見積参加資格を満たす者でないとし、その者の見積を無効とする。 4 落札者が決定したときは、本学の定める契約書を取交わすものとする。
その他	1 必要と認めるときは見積を延期し、中止し、又は取消すことがある。 2 次の各号のいずれかに該当する者は当該契約の相手方としての適格性に欠ける者と認定し、落札者として決定しないものとする。 (1) 経営及び信用状況 「不渡り」や主要取引先との取引停止等の報告を受け、経営状況が健全でないと判断される者 (2) 不正又は不誠実な行為 法令等に抵触するおそれがある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であるなど、契約の相手方とすることにより本学の信頼が損なわれると判断される者 (3) 債務不履行 本学と締結した物品・委託等の契約に関し、現に債務不履行がある者（ただし、債務不履行について本学と係争中である者は除く。） (4) 現に受注している契約の進捗状況 本学の発注した契約に関し、その受注業者の責めに帰すべき事由による相当の遅れが生じ、今後の状況改善が期待できないと判断される者 (5) その他 その他本学が特に認めた要件に該当すると判断される者 3 その他、この告示に規定のない事項については、公立大学法人横浜市立大学会計規則、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程及び公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱要領に定めるところによるものとする。